



平成22年度税制改正においては、「グループ法人税制」が創設されることになっています。本制度は、資本の一体性を有するグループ経営の実態に即した課税を実現する観点から新たに設けられた制度で、その改正項目は多岐にわたっています。本制度の創設により、経営目的や戦略に基づくグループ内資産の最適配分をこれまで以上に機動的に行うことが可能となります。

前回から引き続き、「グループ法人税制」の主要な項目について解説していきます。

「グループ法人税制」とは

「グループ法人税制」は、**100%資本関係のある全法人**に対して**強制適用**となります。

グループ内取引等に係る主な改正事項

- ①100%グループ内の内国法人間の**資産譲渡取引等の損益の繰延べ**
- ②100%グループ内の内国法人間の**寄付金の取扱い**
- ③100%グループ内の内国法人間の**受取配当等の益金不算入における負債利子控除の適用除外**
- ④100%グループ内の内国法人間の**現物分配(みなし配当含む)の損益の繰延べ**
- ⑤法人の100%子会社に対する**中小企業特例の適用除外**
- ⑥100%グループ内の内国法人間の非適格株式交換等の見直し
- ⑦100%グループ内の内国法人の自己株式取引に係る見直し
- ⑧無対価組織再編成に係る処理の明確化

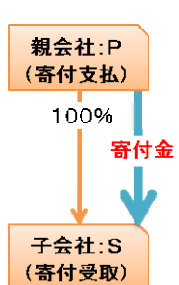
改正②100%グループ内の内国法人間の寄付金の取扱い

100%グループ内の内国法人間の**寄付金**については、**支出法人において全額損金不算入**とされ、**受領法人において全額益金不算入**とされます。(下図表参照)

※平成22年10月1日以降に支出する寄付金から適用予定【親会社から子会社へ寄付をした場合】

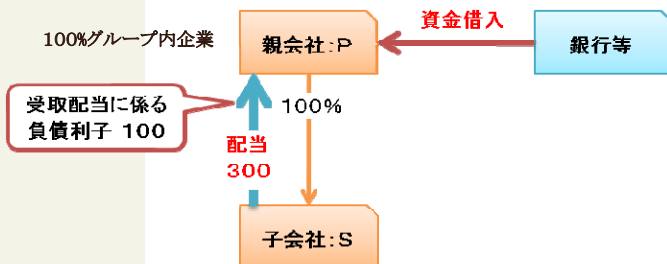
寄付の取扱い	現行 (～H22.9.30)	改正後 (H22.10.1～)
支出法人 (P社)	損金 算入 (限度額あり)	全額損金 不算入
受領法人 (S社)	全額益金 算入	全額益金 不算入

100%グループ内企業



改正③100%グループ内の内国法人間の受取配当等の益金不算入における負債利子控除の適用除外

100%グループ内の内国法人から受ける**配当**については、その**全額が非課税**となります。(下図表参照)



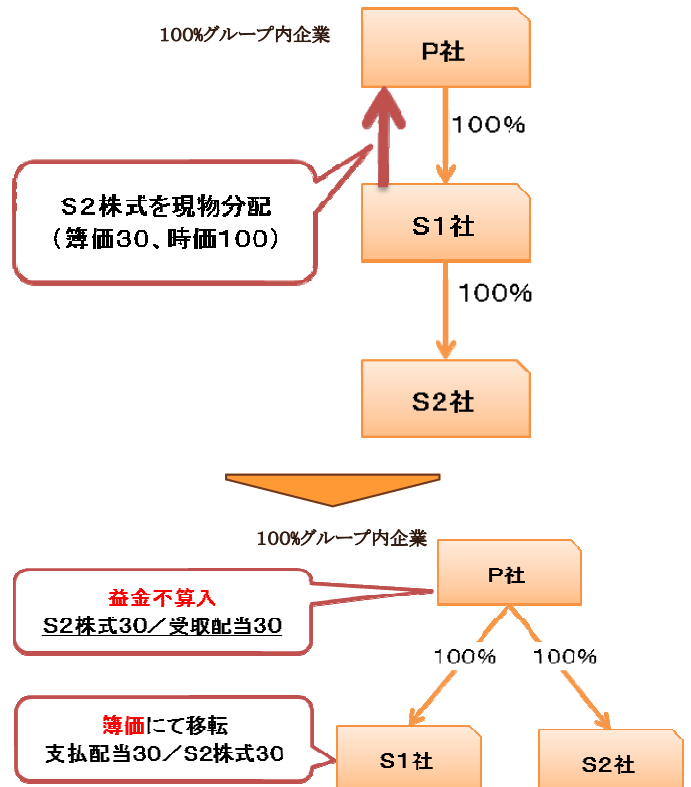
※平成22年10月1日以降に受取る配当金について適用予定【親会社の子会社から配当を受取った場合】

受取配当の取扱い	受領法人 (P社)
現行 (～H22.9.30)	子会社(S)が親会社(P)に配当する際、親会社の負債利子の一部が益金不算入の対象外となり、課税されます。 【益金不算入額】 (300 - 100) × 100% = 200 (非課税)
改正後 (H22.10.1～)	子会社(S)が親会社(P)に配当する際、受取配当については全額益金不算入となります。 【益金不算入額】 (300 - 0) × 100% = 300 (非課税)

改正④100%グループ内の内国法人間の現物分配(みなし配当含む)の損益の繰延べ

100%グループ内の内国法人間の**現物分配(みなし配当を含む)**については、組織再編税制の一環として位置づけ、**譲渡損益の計上が繰延べられます**(この場合、**源泉徴収はありません**)。(下図表参照)

※平成22年10月1日以降の現物分配より適用予定【孫会社株式(S2)を現物分配した場合】



※2010年6月1日現在の法令に基づき制作しています。今後、税制改正等が行われた場合には、その限りではありません。また、本資料に記載された情報に関しては信頼ある情報源から入手したものではありませんが、その正確性は弊社で保証するものではありません。本資料に記載した内容に関して、いかなる損害が生じた場合でも弊社は一切責任を負いません。